

議案第43号

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町及び岬町に係る水道事業に関する事務を追加するため、大阪広域水道企業団規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

規約案……別記

平成30年6月4日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 大阪広域水道企業団と泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町及び岬町7団体との水道事業統合に伴い、企業団の共同処理する事務に関する規約の変更を行いたいため。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約案

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

第1条 大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「四條畷市」を「泉南市、四條畷市」に改め、「四條畷市」の次に「、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町」を加える。

第2条 大阪広域水道企業団規約の一部を次のように変更する。

別表第2中「豊能町」の次に「、能勢町」を加える。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成36年4月1日から施行する。